

# 効率的かつ実効性ある確認検査制度等のあり方の検討

## 【構成】

1. 構造計算適合性判定制度
  - 1-1. 構造計算適合性判定における審査方法・審査体制 ……P2
  - 1-2. 構造計算適合性判定の対象 ……P9
2. 建築確認制度の手続き ……P10
3. 仮使用承認制度 ……P11
4. 昇降機、遊戯施設の確認審査 ……P12
5. 定期調査・検査報告制度及び維持保全 ……P13
6. 建築物の事故等に対する調査体制 ……P14
7. 技術的基準に適合しない新たな構造方法等への対応 ……P15

## 1-1. 構造計算適合性判定における審査方法・審査体制

### 第8回部会における委員意見（概要）

#### 【確認審査と構造計算適合性判定のワンストップ化】

- ワンストップ化の意味は、同一法人が指定確認検査機関でもあり、指定構造計算適合性判定機関でもあるという、両方の指定を受けた法人は、同一法人内で行えるようにするという理解である。
- いわゆるワンストップ化をしても、構造計算の審査が行われるタイミングが確認審査の途中段階となることは変わらないのではないか。
- 理屈上1つの機関の中でもファイアウォールがあって、1つだからといって一緒にやられるということに必ずしもならないが、事実上、運用上の効果を期待するということになれば、平成18年の法改正が何であったのかという話となり、抜本的な議論になる。

#### 【事前相談】

- 事前相談は、制度化すべきものではなく、任意で実施すべきもの。
- 事前相談は制度化しようとしまいと、このような事前の調整的な水面下における根回し的なものは、基本的に乱用の危険性もあり、誤った相談内容になることもあるので、問題があるということが普通の常識である。

#### 【申請時期】

- 確認申請と構造計算適合性判定の申請は揃える形にし、やりとりを同時並行にできるようにすべき。

#### 【構造計算適合性判定員】

- 構造計算適合性判定員の地域分布を明らかにすべき。

【次頁へ続く】

## 1-1. 構造計算適合性判定における審査方法・審査体制

### 第8回部会における委員意見（概要）

#### 【構造計算適合性判定の対象物件の地域分布】

- 大規模で複雑な特殊建築物、高度な設計手法を用いた建築物の判定申請が、こういった地域に分布しているのか等を整理した上で、改善策を検討すべき。

#### 【不服申立て】

- 不服申立てという大仰にせず、ある種の異議申立てのような形にすべき。

### 第9回部会に向けて提出された委員意見（概要）

#### 【南委員】

- 判定員が全国的にどのように分布しているのかを提示すべき。一部の地方では、判定員の絶対数が少ないことが審査に影響しているのではないかと推察されるが、エビデンスがあれば今後の議論の参考となる。
- 大規模で複雑な特殊建築物、高度な設計手法を用いた建築物の計画件数は、地方では多くなく、地方の判定員は、これまでの審査経験が乏しいことのため、そのような高度な判断を要する案件の処理に、より多くの時間を割くことになっているのではないか。そのような申請があった場合、他の案件の処理も、滞ることにつながっているのではないか。
- 構造計算適合性判定の審査体制の改善策の一つとして、非常に高度な技術的な判断を要する判定については、高度な技術的判断を要する審査の経験が豊富な機関において、都道府県の枠を超えて審査できるように制度を改善することにより、全体の事務処理の円滑化につながるのではないか。

【次頁へ続く】

## 1-1. 構造計算適合性判定における審査方法・審査体制

### 第9回部会に向けて提出された委員意見（概要）

#### 【秋山委員】

- 申請者が機関を選択できること、適判処理期間のばらつきを軽減することを目的に、機関の複数指定、業務範囲の拡大、全国指定の機関の創設を検討すべき。
- 高度な機械設備や電子機器、建築材料や新規構法が建物の中に取り込まれて行く中で、さらに建築確認審査の内容は多方面の知見を求めることになる。専門性の高い部分の確認審査をどのように円滑に進めるかという視点が適判議論の中では必要である。 等

#### 【久保田委員】

- 第1回部会の事務局説明「第三者による法適合性のチェックという制度の趣旨」が、今後の検討の方向性では「第三者性を確保しつつ」に変質している。  
国民から見て明白な第三者による複層的な審査を行うことで、建築物の構造安全性を確保し、エンドユーザーを保護するという社会的な要請は、現在でも変わることがないので、建築確認と構造計算適合性判定は別法人で行うべきである。
- 地域によるサービス格差については、運用改善等が必要と考える。

#### 【宮原委員】

- 指定構造計算適合性判定機関については都道府県知事が指定することになっているが、全国的な基準で国土交通大臣が指定を行うことも可能な制度を検討すべき。
- 特に複雑・大規模な建築物等の場合を想定して、高い技術力を持った審査委員を一定数確保した適判機関を国土交通大臣が指定し、その中から全国の知事が選べるようにして頂きたい（その際に申請者の希望が入れられるようにすれば更に良い）。

## 1-1. 構造計算適合性判定における審査方法・審査体制

### 今後の検討の方向

- 構造計算適合性判定の第三者性を確保しつつ、申請者が指定構造計算適合性判定機関や申請時期を選択できるよう制度の見直しを検討
  - 申請者が構造計算適合性判定の結果について不服申立てができる仕組みを検討
  - 指定構造計算適合性判定機関の指定権者のあり方を検討
  - 構造計算適合性判定の質の確保に向けた取組みを検討
- 
- ・ これまで通り構造計算適合性判定と確認審査は別の機関で行うこととするが、構造計算適合性判定は、建築主から指定構造計算適合性判定機関等へ直接申請する仕組みとすることを検討する。
  - ・ 構造計算適合性判定について、審査請求又は異議申立てを行うことができる仕組みを検討する。
  - ・ 2以上の都道府県で業務を行う指定構造計算適合性判定機関については、国が機関の指定、監督等を行うことができることとし、都道府県知事が業務を代行させることができる仕組みを検討する。
  - ・ 構造計算適合性判定の審査指針等を充実するとともに、構造計算適合性判定員については、国による資格検定、登録等の制度の導入等を通じて、質の確保を図る仕組みを検討する。

## (参考)指定構造計算適合性判定機関の指定状況及び構造計算適合性判定員の人数等について

- 構造計算適合性判定員の人数について、指定した都道府県が都市圏か都市圏以外かの別による傾向の違いは見られず、地域によって構造計算適合性判定員の人数に偏りがあるわけではない。
- 一方、都市圏では常勤が一定数いる機関が多いが、都市圏以外ではほとんど非常勤のみの機関が多くみられる。

### 【指定構造計算適合性判定機関の指定状況及び構造計算適合性判定員の人数等】

#### 構造計算適合性判定員の人数が多い10機関

指定構造計算適合性判定機関名	指定した都道府県 (H25.3.1時点)	実働判定員数 (平成24年度)				判定件数 (平成24年度)
		判定員		補助員		
		常勤		常勤		
財団法人愛知県建築住宅センター	愛知県	78	7	9	9	1,144
一般財団法人 日本建築総合試験所	富山県、福井県、岐阜県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	73	12	7	7	1,295
株式会社 建築構造センター	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、愛知県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	49	8	3	3	2,528
(財)千葉県建設技術センター	千葉県	37	0	7	7	597
(財)兵庫県住宅建築総合センター	兵庫県	34	0	0	0	787
特定非営利活動法人 静岡県建築技術安心支援センター	静岡県	30	2	0	0	546
(財)茨城県建築センター	茨城県	27	0	3	3	218
(地独)北海道立総合研究機構	北海道	24	3	4	4	390
一般財団法人日本建築センター	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、徳島県、香川県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	24	16	4	4	1,109
(一財)福岡県建築住宅センター	福岡県	24	6	4	4	886

#### 構造計算適合性判定員の人数が少ない10機関

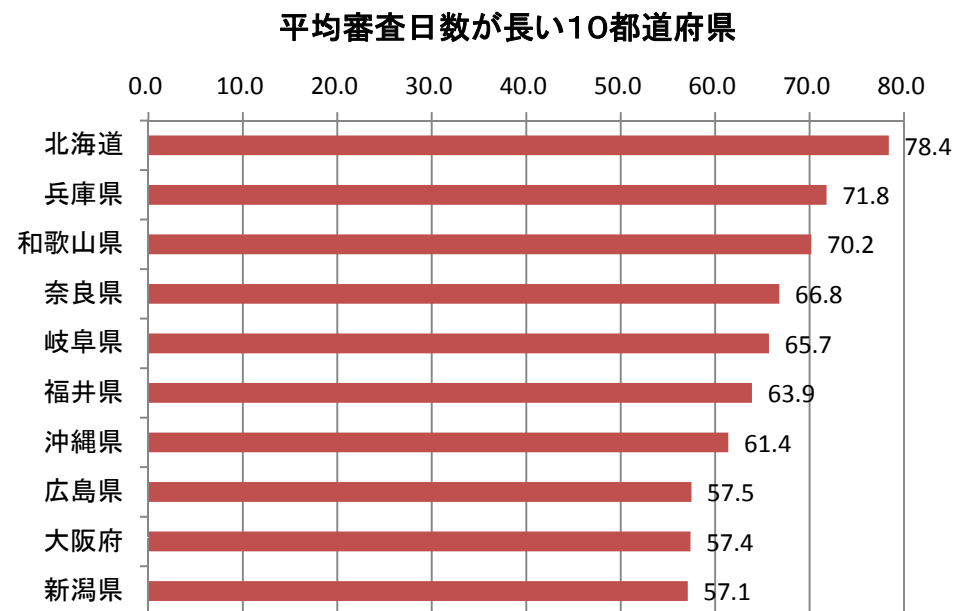
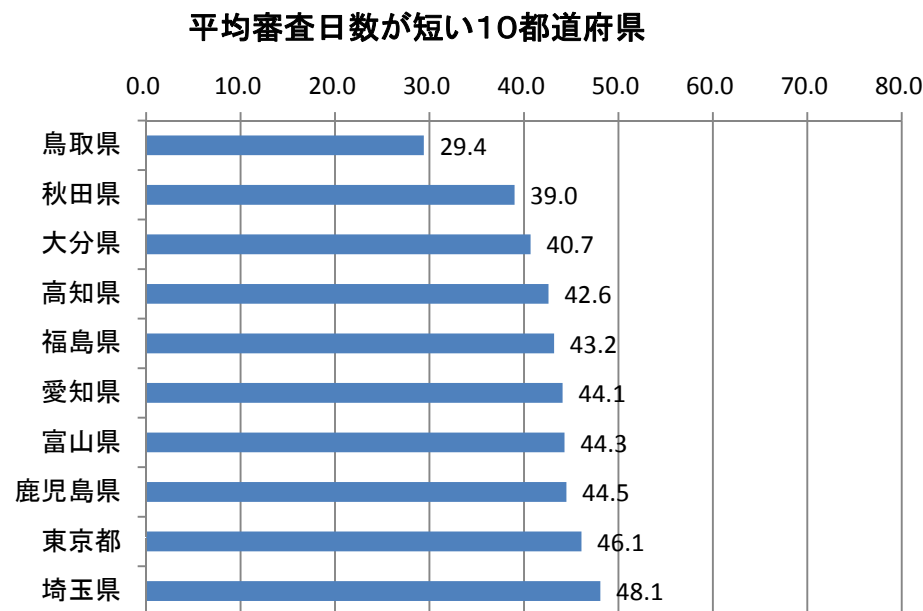
指定構造計算適合性判定機関名	指定した都道府県 (H25.3.1時点)	実働判定員数 (平成24年度)				判定件数 (平成24年度)
		判定員		補助員		
		常勤		常勤		
(株)神奈川建築確認検査機関	神奈川県	2	2	0	0	42
日本建築検査協会	茨城県、栃木県、東京都、山梨県	2	2	0	0	37
SGSジャパン 株式会社	東京都	2	2	1	1	3
一般財団法人 さいたま住宅検査センター	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都	2	2	—	—	124
一般財団法人ペターリビング	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、島根県、香川県	3	2	0	0	264
株式会社グッド・アイズ建築検査機構	岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県	3	2	0	0	181
一般財団法人 宮城県建築住宅センター	宮城県	3	2	0	0	62
株式会社 ジェイ・イー・サポート	広島県	3	2	1	1	103
株式会社国際確認検査センター	宮城県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、鳥取県、岡山県、長崎県	4	2	0	0	178
(財)秋田県建築住宅センター	秋田県	4	0	8	0	55

## (参考)各都道府県における構造計算適合性判定を要する物件の審査日数

- 平成25年6月に確認済証が交付された構造計算適合性判定を要する物件は、1,782件あり、事前相談を含む平均審査日数は、約53日であった。
- 都道府県別にみると、平均審査日数の最短は鳥取県の約29日であり、最長は北海道の約78日であった。鳥取県と北海道における平均審査日数の差は、約49日である。
- 平均審査日数が短い都道府県や長い都道府県が、都市部や地方部に偏っているという傾向は見られない。
- 平均審査日数が長い10都道府県のうち、6都道府県が指定構造計算適合性判定機関の指定が実質1機関となっている都道府県となっている。

### ■各都道府県における平均審査日数(※)の比較

(※)平成25年6月に確認済証が交付された各都道府県に所在する構造計算適合性判定を要する物件(1,782件)の事前相談を含む確認日数の平均値





## (参考)構造計算適合性判定機関の指定数が少ない都道府県における確認日数の傾向

- 指定構造計算適合性判定機関の指定が1機関のみの地域は2道県(※1)ある。また2機関以上指定されていても、業務範囲の制限によって、実質1機関のみになっている地域は15府県(※2)ある。

第6回部会資料より

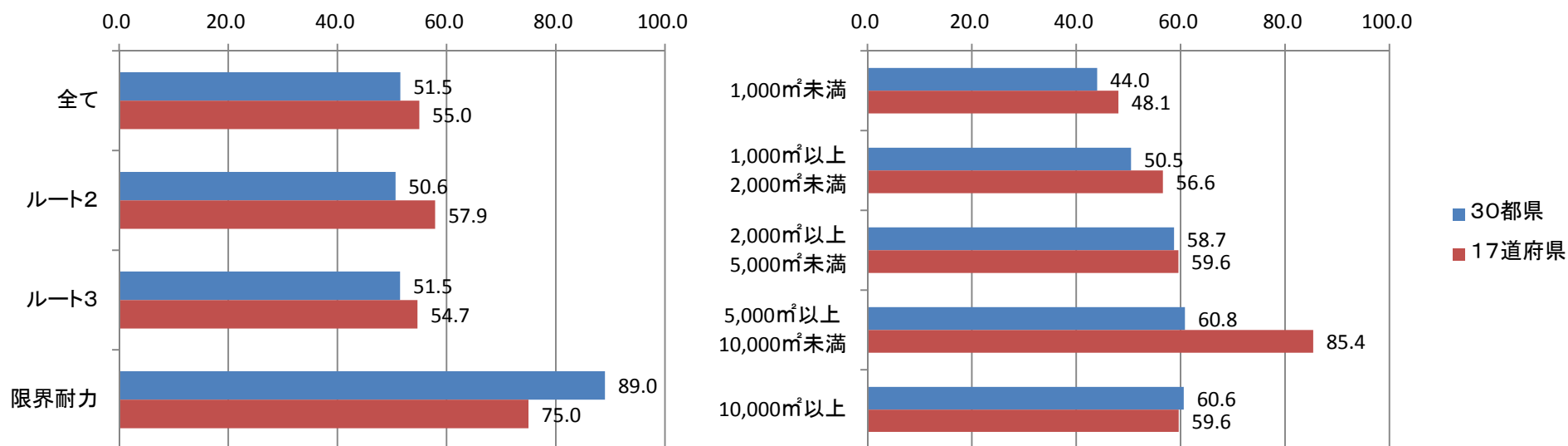
(※1) 北海道、大分県(大分県は当該県知事自ら実施している)

(※2) 千葉県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、福岡県、熊本県

- 指定構造計算適合性判定機関の指定数が1(実質1機関の場合を含む)である17道府県の場合は、複数指定されている30都県の場合と比較して、審査期間が長くなっている。

### ■構造計算適合性判定機関が実質1機関の都道府県とその他の都道府県との平均確認日数(※3)の比較

(※3) 平成25年6月に確認済証が交付された各都道府県に所在する構造計算適合性判定を要する物件(1,782件)の事前相談を含む確認日数の平均値



## 1-2. 構造計算適合性判定の対象

### 第9回部会に向けて提出された委員意見（概要）

#### 【秋山委員】

- 木造3階建てや鉄骨造3階建てなど小規模建築物の中には、軒高の違いにより構造計算適合性判定の対象になるものがあり、これらの建築物については審査期間が大幅に長くなること、適判を避けるために不合理な設計を選択する場合があることから、軒高9m制限の見直しを検討すべきである。
- 小規模な建築物におけるルート2計算は、求められる二次設計が定型化しており、建築主事が審査可能であるため、適判の対象から安全に除外できると考える。

#### 【久保田委員】

- 軒高9mを大きく超えない木造又は鉄骨造（地階を除く階数3階以下）の戸建住宅について、構造方法等に関する安全上必要な技術的基準が整備され、高度な構造計算が不要となれば、構造計算適合性判定の対象から除外することも可能と考える。

### 今後の検討の方向

- 構造安全性を確保するために必要な構造計算の方法や技術的な難易度、及び特定行政庁・指定確認検査機関の審査能力の実態に基づき、構造計算適合性判定の対象の見直しを検討
  - ・ 比較的簡易な構造計算については、建築主事や確認検査員で構造計算に関する一定の審査能力を有する者が審査を行う場合には、構造計算適合性判定を不要とする仕組みを検討する。
  - ・ 構造計算適合性判定の対象について、現行制度においては一の建築物単位で判断をしているが、建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイント等で接している場合には、それぞれの部分毎に構造計算適合性判定の対象かどうかの判断を可能とすることを検討する。
  - ・ 一定規模以上の既存不適格建築物の増改築を行う場合、新築の場合と同様に構造計算適合性判定の対象とすることを検討する。
  - ・ 既存建築物を段階的に改修する場合の全体計画の認定の手続きにおいて、新築の建築確認を行う場合と同様に構造計算適合性判定の対象とすることを検討する。

## 2. 建築確認制度の手続き

### 第9回部会に向けて提出された委員意見（概要）

#### 【秋山委員】

- 構造の変更が部分的に留まる場合や、変更がより安全側であることが明白な場合は、計画変更手続きを要せず、軽微な変更の扱いとすることは合理的であるとする。

#### 【久保田委員】

- テナントの決定に伴い、当該部分を仮使用する場合において、主要構造部に該当する間仕切りの位置の変更であっても、居室等の間取りに大幅な変更がなく、避難距離が変更前より短くなる場合など、法に適合すると容易に判断できる場合は、軽微な変更該当としてもよいとする。  
しかし、日影規制や天空率などの集団規定に関わる変更については、周辺環境に影響を及ぼすもので、かつ近隣住民に理解が得られず審査請求の原因となりかねないので、軽微な変更の対象とすべきでないとする。

### 今後の検討の方向

- 計画変更の際の手続きが円滑に進む方策を検討
  - ・ 計画変更により建築物の安全性等に支障が生じるおそれがない場合には計画変更の手続きが不要となるよう、軽微な変更の対象について再検証を行う。

### 3. 仮使用承認制度

#### 第8回部会における委員意見（概要）

- 仮使用承認制度について、ストックを部分的にリノベーションするとき、一体どうなるのかという視点も必要である。

#### 第9回部会に向けて提出された委員意見（概要）

##### 【久保田委員】

- 工事中の部分を有する建築物が仮使用の建築物とは独立している場合や、通行上及び避難上支障がない外構のみが継続工事となる場合などの条件で、羈束的な判断が可能な審査基準を整備することにより、指定確認検査機関が仮使用承認を行うことは可能と考える。  
しかし、不特定多数の人が利用する施設、特に24時間利用しているホテルや病院などのほか、営業しながら改修や増築を行うデパートなど用途や規模によっては、慎重な判断が必要であり、甚大な被害を防止するためにも、特定行政庁が仮使用承認を行うべきと考える。

#### 今後の検討の方向

- 指定確認検査機関を活用して仮使用が円滑に進む仕組みを検討
  - ・ 工事部分及び仮使用部分の安全対策に係る建築物の安全上・防火上の基準を整備し、この基準を満たす場合については、指定確認検査機関が仮使用の審査を行うことができる仕組みを検討する。

## 4. 昇降機、遊戯施設の確認審査

### 第8回部会における委員意見及び第9回部会に向けて提出された委員意見（概要）

#### 【向殿委員】

- 昇降機、遊戯施設の機械類は、近年複雑さが増しているため、機械・電気の専門知識のある者が審査し、配置や設置方法に関してのみ一級建築士等に任せることが望ましい。
- 昇降機の技術基準は、将来的な課題として、建築基準法では必要とされる性能を明確にするにとどめ、具体的な仕様基準等は、ISO・IEC規格に整合したJIS規格に則ることとする体系にすることが望ましい。

#### 【久保田委員】

- 遊戯施設の装置等は、高度化・複雑化しており、専門機関による確認審査・検査の実施に向けて検討を行う必要がある。

### 今後の検討の方向

- 昇降機の制動装置、制御器等の性能について、機械・電気に関する専門的な知識を有する者が審査する仕組みの導入を検討  
昇降機・遊戯施設の制動装置、制御器等については、求められる性能を明確に定めて、機械・電気に関する専門家が機器の性能を評価し、大臣が認定する仕組みを検討する。

## 5. 定期調査・検査報告制度及び維持保全

### 第8回部会における委員意見及び第9回部会に向けて提出された委員意見（概要）

#### 【向殿委員】

- 保守点検を行うための資格を設定し、認定された資格者が主として保守点検をしなければならないとすべき。
- 既存不適格の昇降機に関して、年限を決めて基準を遡及適用する仕組みとするべき。
- 既存不適格の昇降機が、どの基準に適合していないかを表示して、最新の基準に適合するための動機付けとすることが望ましい。

#### 【久保田委員】

- 粗悪な検査を行った検査資格者に対する処分基準の検討を早急に行う必要がある。

### 今後の検討の方向

- 資格者の監督のあり方など定期調査・検査業務の実効性を確保する方策を検討
- 定期調査・検査資格者の資質向上を図るための講習等のあり方を検討
- 適切な保守点検の実施を促進するための方策を検討
- 既存不適格の昇降機等に対して改修を促す方策を検討
  - ・ 定期調査・検査の資格者に対して、業務停止、資格者証の返納等の処分基準の明確化を検討する。また、安全上定期調査・検査を実施する必要がある建築物等が的確に報告対象となるよう、対象建築物の設定のあり方について検討する。
  - ・ 安全上重要な部分についての調査・検査方法について講習内容の充実を検討する。また、防火設備の検査等の専門性の高い検査を適切に実施するため、検査者の能力確保のあり方について検討する。
  - ・ 保全計画に維持管理の基準を盛り込むこと等を検討する。保守点検業務については、業務の適正化を図るための方策を検討する。
  - ・ 安全性の低い昇降機など緊急性の高いものに対して、改修を促進するため実効性のある方策を検討する。

## 6. 建築物の事故等に対する調査体制

### 第8回部会における委員意見（概要）

#### 【向殿委員】

- 昇降機等の事故調査体制については、いろいろな問題があるので、それらに対応する権限を持たせて、組織も充実することが重要と認識している。

### 第9回部会に向けて提出された委員意見（概要）

#### 【久保田委員】

- 現在、法第12条第5項の報告を求めることが可能な範囲は、所有者や管理者等までであり、特にエレベーター事故が度重なる現在、事故原因等を究明するためには、保守業者や機器の製造業者等に報告を求めることができるよう、早急に規定を見直すことが必要である。

### 今後の検討の方向

- 建築物において事故・災害の被害等が発生した場合に、国も自ら法に基づき必要な調査を行える仕組みを検討
  - ・ 国の職員が、事故・災害の被害等が発生した建築物や建築設備・建築材料の製造者の事務所等に立入調査をすることができる仕組みを検討する。
  - ・ その他製造業者等に対し報告、物件の提出を求めることができる仕組みを検討する。

## 7. 技術的基準に適合しない新たな構造方法等への対応

### 第8回部会における委員意見（概要）

- 平成10年法改正は、まさに新しい技術を、もっと導入しやすいような仕組みをつくるということだったと思い起こすと、そこに何らかの不備なりがあったことをしっかりと分析すべき。

### 第9回部会に向けて提出された委員意見（概要）

#### 【秋山委員】

- 新しい構法や材料を採用しようとする、建築基準法の複数の条文に拘束されることが一般的だが、それぞれに大臣認定を取得しようとするのが簡単ではない。旧法第38条は、建物単位で総合的に認定されるものであり、新規な技術の適用が容易だった。このような弾力的な仕組みが必要である。  
今後、性能規定化されていない技術的基準に適合しない新たな技術を円滑に導入できる仕組みを検討する旨、方向性が示されているが、性能規定化されている技術的基準においても旧法第38条のように複数規定・複数条文を包括的に評価・認定できる仕組みを併せて検討すべき。

#### 【久保田委員】

- 旧法第38条の認定を受けた建築物への増築等に伴い、排煙設備や防火区画など避難安全検証の条件に与える影響がないことが明らかであると大臣が認める場合などにおいて、旧認定対象部分に対して現行法を遡及適用させない緩和規定を追加すべきと考える。

### 今後の検討の方向

- 性能規定化されていない技術的基準に適合しない新たな技術を円滑に導入できる仕組みを検討
  - ・ 性能規定化されていない技術的基準に適合しない新たな建築材料、構造方法について、必要な性能を有する場合には大臣が認定を行い使用を可能とする仕組みを検討する。